## ( 厚生労働委員会 )

労 働 組合法 の一部を改正する法律案 (第百五十九 回国会 閣法第八八号)(衆議院送付) 要旨

本法 (律案: は、 不当労働 行為事 件 の 迅速な 解 決 を図 ı) 安定 し た労使 関 係を長期的 に維持、 確保するため、

労 働 委 員 会に お け る 審査 の )手続及 び 体 制 の 整 備 等 の 措置を講じようとするもので あり、 その主な内容は 次の

とおりである。

一 労働委員会における審査体制の整備

1 都道府県労働委員会

「地方労働委員会」の名称を「都道府県労働委員会」に

変更する。

1

都 道 府 県 労 働 委員 会は、 政令に定める定数 に使用者委員、 労 働 者委員及び公益委員各二人を加えた

数 で 組織することができるものとし、 公益委員のうち二人以内は常勤とすることができる。

2 合議体による審査等

1 中央労働 委員 会は、 原則として、 公益委員五人による合議体で、 不当労働行為事件等の処理(以下

「審査等」という。)を行う。

都 道 府 県 労 働 委 員 会は、 条例 で定めるところにより、 公益委員 (五人又は七人による合議 体 で、

審査

等 を 行うことができる。

不当労 働 行 為 事 件 の 審 查 手 続 の 整 備

及

び

証

拠、

審

問

の

回

数、

救

済

命

令

等

の

交

付

予 定

時

期

等

を

記

載

L

た

審

查

の

計

画

を

定

め

な

け

れ

ば

な

5

な

l١

1 労 働 委員 会 は 審 問 開 始 前 ĺĆ 当 事 者 双 方 の 意 見 を 聴 61 て、 調 查 を行う手続 に お L١ て 整 理 さ れ た

争点

2 労 働 委 員 会 は 当 事 者 の 申 立 て 又 は 職 権 に ょ ı) (ı 証 人 等 の 出 頭 せ 物 件 の 提 出 を 命 ずることができる。

3 労 働 委 員 会 ば 審 查 の 途 中 に お ١J て、 い つ で ŧ 当 事 者 に 和 解 を 勧 め ること が で ŧ

4 労 働 委 員 会 ば 審 查 の 期 間 の 目 標 を 定め るととも に 目 標 の 達 成 状 況 そ の 他 の 審 查 の 実 施 状 況 を公表

す Ś

Ξ 訴 訟 に お け る 物 件 提 出 の 制 限

労 働 委 員 会 の 物 件提 出 一命令に 反して物 件を提出 しなかっ た者は、 労働 委員 会の命令に対する取消訴 訟 に

お しし て、 正当 な 理 由 が な ١J 限 ij 当該 物件 を 証 拠として提出することができな l,

兀 そ の 他

1 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、その処理する事務について報告を求め、 必要な勧告、

助言若しくは 事務局 職 員等の研修その 他 の 援助を行うことができる。

罰金及び過料の 上

五

施行期日

2 限額を引き上げる。

この 法律は平成十七年一 月一日から施行する。 ただし、 四の1については公布の日から施行する。